

調査の概要

1 調査の目的

2020年農林業センサスは、農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の沿革

農業センサスは、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から実施し、林業センサスは昭和35年から実施している。その後、「経済統計に関する国際条約」に基づき10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年次に我が国独自の立場で実施している。

10年毎に実施される世界農林業センサスとその中間年次に行われる調査において、調査内容に違いがないことから、今回の調査から名称を「農林業センサス」に統一することとなった。

今回の2020年農林業センサスは、農業が15回目、林業が9回目の調査となる。（別表1参照）

3 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施している。

4 調査の体系

「2020年農林業センサス調査体系」のとおり（別表2参照）

5 調査事項

- (1) 経営の態様
- (2) 世帯の状況
- (3) 農業労働力
- (4) 経営耕地面積等
- (5) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- (6) 農産物の販売金額等
- (7) 農作業受託の状況
- (8) 農業経営の特徴
- (9) 農業生産関連事業
- (10) 林業労働力
- (11) 林産物の販売金額等
- (12) 林業作業の委託及び受託の状況
- (13) 保有山林面積
- (14) 育林面積等及び素材生産量
- (15) その他農林業経営体の現況

6 調査の期日

令和2年2月1日現在

7 2020年調査の主な変更点

(1) 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

(2) 調査項目の見直し

ア 調査項目の新設

(ア) 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別

(イ) 有機農業の取組状況

(ウ) 農業経営へのデータ活用の状況

イ 調査項目の削減

(ア) 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）

(イ) 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）

(ウ) 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

(エ) 農業機械の所有台数

(オ) 農作業の委託状況

(カ) 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

(別表1) 調査の沿革

	昭和25年2月1日	昭和30年2月1日	昭和35年2月1日	昭和40年2月1日	昭和45年2月1日	昭和50年2月1日	昭和55年2月1日	昭和60年2月1日	平成2年2月1日	平成7年2月1日	平成12年2月1日	平成17年2月1日	平成22年2月1日	平成27年2月1日	令和2年2月1日
	1950年 世界農業 センサス	昭和30年 臨時農業 基本調査	1960年 世界農林業 センサス	1965年 農業 センサス	1970年 世界農林業 センサス	1975年 農業 センサス	1980年 世界農林業 センサス	1985年 農業 センサス	1990年 世界農林業 センサス	1995年 農業 センサス	2000年 世界農林業 センサス	世界農林業 センサス 又は 農林業 センサス		2020年 農林業 センサス	
	農家調査 農業事業体調査	農家調査 農業集落 調査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業集落 調査	農家調査 企 業 的 経 営 体 調 査 農業集落 概 況 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業事業体調査 農サ事業調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業事業体調査 農サ事業調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農業事業体調査 農サ事業調査 農業集落 調 査	農家調査 農家以外の農業事業体調査 農林業体調査 農サ事業調査 農業集落 調 査	農林業体調査 農地調	農林業体調査 農地調
	抽出農家調査 (1/20)		林業 林業事業体調査 林家以外の林業事業体調査 林業地域 調 査 (8月1日)		林業 林業事業体調査 林家以外の林業事業体調査 林業地域 調 査 (8月1日)	農村環境 総 合 調 査	林業 林業事業体調査 林家以外の林業事業体調査 林業地域 調 査 (8月1日)	地域農業 組 織 化 調 査	林業 林業事業体調査 林家以外の林業事業体調査 林業地域 調 査 (8月1日)	農村地域 環 境 総 合 調 査	林業 林業事業体調査 林家以外の林業事業体調査 林業地域 調 査 (8月1日)				

(別表2) 2020年農林業センサス調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統		調査の方法
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者	農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 市区町村 ↓ 統計調査員 ↓ 調査対象 (農林業経営体)		調査員調査又はオンライン調査 (調査員調査は自計調査を基本とし、面接調査も可能。)
農山村地域調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省 ↓ 調査対象 (市区町村)		オンライン調査又は往復郵送による自計調査
	【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 (民間事業者 又は地方農政局 等の職員) ↓ 調査対象 (集落精通者)	(※民間事業者調査による未回収分) 農林水産省 ↓ 統計調査員 ↓ 調査対象 (集落精通者)	民間事業者による往復郵送(オンライン回収を含む。)又は地方農政局等の職員による自計調査 (※回収できない調査票は調査員調査による自計調査又は面接調査)

注：農業集落調査における地方農政局等の職員による調査は、民間事業者から調査票を配布できない特別な事情がある場合に実施した。